

# 令和6年度（令和7年度への繰越明許費設定分） 山形県被災中小企業支援事業費補助金公募要領

令和6年7月25日からの大雨災害により被災した災害救助法適用16市町村（鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、三川町、庄内町及び遊佐町）の中小企業・小規模事業者及び知事が特に支援が必要であると認める中小企業・小規模事業者が行う事業再建の取組みを支援するため、山形県知事が認定したものに対して補助金を交付します。

【特に留意いただきたい事項】 ※詳細は本公募要領をご確認ください。

- ◇ 本事業の申請に際しては、認定支援機関(地域の商工会・商工会議所等)の確認が必要となります。また、確認を受けた証として、認定支援機関が作成する「事業計画確認書(様式2)」を添付のうえ、申請いただく必要があります。
- ◇ 受付期間内に申請いただいた内容について審査を行いますので、その結果として不採択（補助金を受け取れないこと）や申請内容から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
- ◇ 申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。「補助金交付申請書」の内容を審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで予算の範囲内で補助金交付額を決定し、通知いたします。
- ◇ 災害救助法適用時点以降に発注した着手済みの経費についても補助の対象となる場合があります。
- ◇ 補助金の支払いは原則として事業完了後となりますので、補助事業遂行の際には自己負担が必要となります。
- ◇ 同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本事業に応募することはできません。ただし、令和6年度山形県被災中小企業支援事業費補助金の交付を受けている事業者であっても、補助対象となる施設・設備等が異なれば新たに申請することが可能です。
- ◇ 申請にあたっては、市町村から交付される被災証明書等、公的機関が発行する証明の写しが必要です。
- ◇ 実績報告までに、以下のいずれかの様式でBCP（事業継続計画）を策定する必要があります。
  - ① 経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」
  - ② 山形県版BCPモデル
  - ③ 上記2項目に準じた内容を含む事業者独自のBCP

## 1 補助対象事業

令和6年7月25日からの大雨災害により被災した中小企業・小規模事業者が事業再建のために行う事業

## 2 補助対象者

(1)から(5)の各号にすべて該当する事業者が補助対象者となります。

(1) 令和6年7月25日からの大雨災害に係る災害救助法適用16市町村（鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、三川町、庄内町及び遊佐町）に事業所を有し、当該災害により被災した中小企業・小規模事業者及び知事が特に支援が必要であると認める中小企業・小規模事業者であって、日本標準産業分類の分類コードC（鉱業、採石業、砂利採取業）から分類コードR（サービス業（他に分類されないもの））までの業種に該当する事業者（商工業者に限る）

なお、本事業における中小企業・小規模事業者の定義は以下のとおりです。

	定義
中小企業	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（小規模事業者に該当する者を除く）
小規模事業者	中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者 常勤従業員数が、製造業その他の業種・宿泊業・娯楽業においては20人以下、卸売業・小売業・サービス業においては5人以下の事業者

< 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲 >

【中小企業者】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

【本事業において中小企業に含まれる組合】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

以下に該当する場合は対象外となります。

以下に該当する「みなし大企業」

- ① 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項に規定する一の大企業者（以下「大企業」という。）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している事業者
- ② 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している事業者
- ③ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している事業者

財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意団体、農林漁業者

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を営む者

中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合

政治団体、宗教上の組織又は団体による事業

本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合

その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと山形県が判断する場合

(2) 事業計画について、認定支援機関(地域の商工会・商工会議所等)の確認を受けた事業者であること

※ 申請前に、必ず認定支援機関から事業計画書の確認を受ける必要があります。

(3) 令和6年7月25日からの大雨災害により被災し、公的機関発行の証明（被災証明書等）の交付を受けた事業者であること

(4) 実績報告時まで以下のいずれかの様式で BCP（事業継続計画）を策定すること

- ・ 経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」
- ・ 山形県版 BCP モデル
- ・ 上記2項目に準じた内容を含む事業者独自の計画

※ 実績報告時まで策定していない場合は、補助金の交付を受けることができません。

(5) 今後も事業を継続する意思を有していること

※ 廃業や事業譲渡を予定している事業者は、補助対象者となりません。

### 3 補助率・補助金額

	基本型	拡張型
補助率	2 / 3 以内	2 / 3 以内
補助上限	1,000 万円	1 億円

※ 令和 6 年度中に山形県被災中小企業支援事業費補助金の交付を受けている場合は、補助上限から当該補助金の交付額を控除した額が上限となります。

※ 基本型と拡張型の両方に同一の施設・設備に対する復旧費を申請することはできません。異なる施設・設備であれば一度の申請で両方に申請することは可能ですが、補助金の総額は 1 億円以内となります（令和 6 年度中に山形県被災中小企業支援事業費補助金の交付を受けている場合は、1 億円から当該補助金の交付額を控除した額が上限となります）。

※ 補助金の下限は 10 万円です。補助金額が 10 万円未満となるような申請はできません。

※ 予算の範囲内での交付となるため、補助金交付決定額が減額される場合があります。

### 4 補助対象経費

#### (1) 【基本型】

「基本型」の補助対象となる経費は、以下の要件を全て満たす経費です。

- ・ 固定資産課税台帳又は償却資産明細書等により事業用の施設又は設備と特定できるもの
- ・ 補助事業実施期間に行われた復旧に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるもの（災害救助法の適用時点以降に発注した経費まで遡及可能とします）
- ・ 社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・ 補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
- ・ 以下の経費区分に該当するもの

経費区分	内 容
①機械装置費	被災した機械装置、工具又は器具の修繕又は取換えに要する経費 ※ 事業用以外の機械装置等は対象となりません。 ※ 機械装置等の修繕又は取換えと一体で行う据付けや運搬、旧設備や土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。 ※ 汎用性があり目的外使用となり得るもの（パソコン、タブレット PC、スマートフォン、テレビ、事務用品、什器類等）は対象となりません。
②建物修繕費	被災した事業用建物の修繕に要する経費 ※ 事業用建物の修繕と一体で行う運搬や旧設備、土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。 ※ 建物の建築や購入、賃借は対象となりません。

	<p>※ 事業用以外の建物は対象となりません。</p> <p>※ 事業用以外の用途と共用の建物は、事業用部分の復旧に要する費用のみ申請することができます。</p>
③車両費	<p>被災した事業用車両の修繕又は取換えに要する経費</p> <p>※ 被災車両及び修繕・取換え後の車両のいずれも、申請者が所有し事業用として使用する車両である場合にのみ、補助対象となります。詳しくは、「令和6年度（令和7年度への繰越明許費設定分）山形県被災中小企業支援事業費補助金における車両の復旧に関する取扱いについて」を参照してください。</p> <p>※ 車検証のない小型特殊車両は「①機械装置費」として申請してください。</p>

- ※ 復旧は、原則修繕によるものとし、修繕が困難な場合に限り取換えによる復旧を行うことができます。取換えによる復旧を行う場合は、「被災施設・設備の取換えに関する証明書（様式6）」を提出してください。
- ※ 取換えの場合は、被災した設備等と概ね同等以下のものとしてください。被災した設備等の性能や規格を大幅に上回る設備等への取換えや別の用途の設備等への取換え、被災前よりも増設となる事業計画は補助対象となりません。
- ※ 補助を申請する経費については、必ず見積書を添付してください。ただし、大雨災害による被害への対応のために災害救助法の適用時点以降に発注し支出済みの経費について申請する場合は、見積書に代えて請求書を提出してください。
- ※ 修繕ではなく取換えによる復旧を行う場合は、既に発注済みや納品・支出済みの経費であっても前述の「被災施設・設備の取換えに関する証明書（様式6）」を提出する必要があります。様式6により修繕が困難であると証明できない場合は、例え発注済みや支出済みであっても補助対象となりません。
- ※ 被災証明書等により被災したことが確認できる設備等が対象となります。
- ※ 被災した施設、機械装置等に係る保険金等の給付がある場合は、当該機械装置等の修繕又は取換えに要する費用から給付額を差し引いた金額が補助対象となります。
- ※ 土地の造成や取得、駐車場の修繕に係る経費は補助対象となりません。
- ※ 発災前から破損していた設備等に係る経費は補助対象となりません。
- ※ 製品、半製品、原材料等棚卸資産の損失、休業等に伴う逸失利益を補填するものは補助対象となりません。
- ※ 自己の財産でないもの（リース物件、賃貸の建物等）の復旧に要する経費は補助対象となりません。
- ※ 補助対象経費及び補助対象外経費の具体例については、別添「補助対象経費早見表」もご確認ください。

## (2) 【拡張型】

「拡張型」の補助対象となる経費は、以下の要件を全て満たす経費です。

- ・ 事業者の所有財産であることが確認できる、事業用の車両及び事業用施設、設備、構築物（施設、設備、構築物にあっては、市町村の固定資産課税台帳に記載されているものに限る）の復旧に要する経費

- ・補助事業実施期間に行われた復旧に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるもの（災害救助法の適用時点以降に発注した経費まで遡及可能とします）
- ・社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ・補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの
- ・以下の経費区分に該当するもの

経費区分	内 容
①機械装置費	<p>被災した機械装置、工具又は器具の修繕又は取換えに要する経費</p> <p>※ <u>市町村の固定資産課税台帳に記載されている機械装置等の修繕又は取換えに限ります。</u></p> <p>※ 事業用以外の機械装置等は対象となりません。</p> <p>※ 機械装置等の修繕又は取換えと一体で行う据付けや運搬、旧設備や土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。</p> <p>※ 汎用性があり目的外使用となり得るもの（パソコン、タブレット PC、スマートフォン、テレビ、事務用品、什器類等）は対象となりません。</p>
②建物修繕費	<p>被災した事業用建物の修繕に要する経費</p> <p>※ <u>市町村の固定資産課税台帳に記載されている建物の修繕に限ります。</u></p> <p>※ 事業用建物の修繕と一体で行う運搬や旧設備、土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。</p> <p>※ 修繕のための設計に要する経費も含まれます。</p> <p>※ 事業用以外の建物は対象となりません。</p> <p>※ 事業用以外の用途と共用の建物は、事業用部分の復旧に要する費用のみ申請することができます。</p>
③車両費	<p>被災した事業用車両の修繕又は取換えに要する経費</p> <p>※ 被災車両及び修繕・取換え後の車両のいずれも、申請者が所有し事業用として使用する車両である場合にのみ、補助対象となります。詳しくは、「令和6年度（令和7年度への繰越明許費設定分）山形県被災中小企業支援事業費補助金における車両の復旧に関する取扱いについて」を参照してください。</p> <p>※ 車検証のない小型特殊車両は「①機械装置費」として申請してください。</p>
④建物建替費	<p>被災した事業用建物の建替え又は代替建物の取得に要する経費</p> <p>※ <u>市町村の固定資産課税台帳に記載されている建物の建替え又は代替建物の取得（購入に限る。賃貸やリースは不可）に限ります。</u></p> <p>※ 事業用以外の建物は対象となりません。</p> <p>※ 事業用以外の用途と共用の建物は、事業用部分の復旧に要する費用のみ申請することができます。</p> <p>※ 建替えのための設計に要する経費も含まれます。</p> <p>※ 現地での建替えの場合は被災建物の撤去費も補助対象となりますが、移転の場合や代替建物の取得の場合は被災建物の撤去費は対象となりません。</p>

⑤構築物復旧費	<p>被災した事業用構築物（土造のものを除く）の修繕又は取換えに要する経費</p> <p>※ <u>市町村の固定資産課税台帳に記載されている構築物の修繕又は取換えに限ります。</u></p> <p>※ 事業用以外の構築物は対象となりません。</p> <p>※ 構築物の修繕又は取換えと一体で行う据付けや運搬、旧設備や土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。</p>
---------	---

- ※ 復旧は、原則修繕によるものとし、修繕が困難な場合に限り、取換え、建替え又は代替建物の取得による復旧を行うことができます。取換え、建替え又は代替建物の取得による復旧を行う場合は、「被災施設・設備の取換え等に関する証明書（様式6）」を提出してください。
- ※ 修繕、取換え、建替え又は代替建物の取得のいずれの場合においても、復旧は、原状回復に要する費用を上限として、原状回復のみならず、被災した施設・設備等の性能、機能又は規模を超える事業を行うことができます（以下、「原状回復を超える復旧」という）。
- ※ 補助を申請する経費については、必ず見積書を添付してください。ただし、大雨災害による被害への対応のために災害救助法の適用時点以降に発注し支出済みの経費について申請する場合は、見積書に代えて請求書を提出してください。
- ※ 修繕ではなく取換えによる復旧を行う場合は、既に発注済みや納品・支出済みの経費であっても前述の「被災施設・設備の取換えに関する証明書（様式6）」を提出する必要があります。様式6により修繕が困難であると証明できない場合は、例え発注済みや支出済みであっても補助対象となりません。
- ※ 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となるため、実際の工事等とは別に原状回復工事等の見積書の提出が必要となります。原状回復工事等の見積書を提出できない場合は原則として原状回復を超える復旧を行うことはできません。
- ※ 見積書を取得するための費用は補助対象となりません。
- ※ 被災証明書等により被災したことが確認できる設備等が対象となります。
- ※ 被災設備等と異なる用途の設備等に復旧する場合は補助対象となりません。
- ※ 被災した施設、機械装置等に係る保険金等の給付がある場合は、当該機械装置等の修繕又は取換え等に要する費用から給付額を差し引いた金額が補助対象となります。
- ※ 土地の造成（建物や構築物として資産計上されているものを除く）や取得に係る経費や建物移転の際の備品等の運搬費は補助対象となりません。
- ※ 発災前から破損していた設備等に係る経費は補助対象となりません。
- ※ 製品、半製品、原材料等棚卸資産の損失、休業等に伴う逸失利益を補填するものは補助対象となりません。
- ※ 自己の財産でないもの（リース物件、賃貸の建物等）の復旧に要する経費は補助対象となりません。
- ※ 取換え、建替え又は代替建物の取得により取得した施設、設備、車両及び構築物は、市町村に固定資産税の申告を行ってください（自動車税又は軽自動車税の課税対象となる車両を除く）。

※ 補助対象経費及び補助対象外経費の具体例については、別添「補助対象経費早見表」もご確認ください。

## 5 補助事業実施期間・実績報告

### (1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和8年2月13日（金）まで

※ 令和8年2月13日までに発注・契約・納品・検収・支払を完了する必要があります。

※ この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。

### (2) 実績報告書提出期限

事業終了後15日以内、または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日まで

## 6 応募手続き

### (1) 応募期間

令和7年4月1日（火） ～ 令和7年11月28日（金）

### (2) 応募方法

郵送での受付となります。（必着）

### (3) 申請書類送付先

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 経営支援係  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

### (4) 提出部数及び提出書類

1部

※申請様式については、山形県のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。

<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/hisai-chusho.html>

### 【共通】

	提出書類
1	【規則別記様式第1号】補助金交付申請書
2	【別記様式第1号】事業計画書
3	【様式1】提出書類確認書
4	【様式2】事業計画確認書 ※認定支援機関(商工会・商工会議所等)が発行した確認書を提出してください。なお、認定支援機関は下記 URL からご確認ください。 <a href="https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea">https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea</a>
5	【様式3】暴力団排除に関する誓約書

6	<p><b>【様式4】 補助金振込先口座登録依頼書（申請者名義の口座に限る）</b>  ※振込先口座の通帳の表紙及び1, 2ページ目の写しを添付してください。</p>
7	<p><b>【様式5】 補助対象経費明細書</b></p>
8	<p>市町村から交付される被災証明書等、公的機関が発行する証明の写し</p>
9	<p><b>【様式6】 被災施設・設備の取換え等に関する証明書</b>  ※修繕に代えて取換えによる復旧を行う場合は、販売会社等が発行する証明書を提出すること  ※複数の被災設備について異なる販売業者から購入する場合は、販売業者ごとに証明書を取得すること</p>
10	<p>決算書の写し  ※法人は直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表の写し、個人事業主は直近2年間の所得税青色申告決算書の写し（白色申告の場合は収支内訳書の写し）を提出  ※開業から2決算期を経過していない場合は、法人の場合は直近の決算書と法人登記の写しを、個人事業主の場合は直近の青色申告決算書又は収支内訳書及び開業届出書の写しを提出すること</p>
11	<p>申請日時点で有効期限内の見積書の写し  ※導入する設備（機種）等の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳が記載されているもの（〇〇一式の記載は不可）  ※大雨災害による被害への対応のために災害救助法の適用時点以降に発注し支出済みの経費について申請する場合は、見積書に代えて請求書及び支払を確認できる書類を提出すること  ※交付申請前に発注済みであっても支払前の経費については、見積書や契約書、請書など、金額を確認できる書類を提出すること  ※交付申請前に納品（引渡し）済みの経費については、納品書や請求書等に検収日と検収者名を記入すること  ※個人売買やオークションによる購入は補助対象となりません。</p>
12	<p><b>【車両費を申請する場合】</b>  ア. 被災車両の車検証の写し  イ. 被災車両が事業用であることを確認できる書類  (例)・会社名や屋号が確認できる被災車両の外観写真  ・運行日誌、業務日報等の写し  ・使用目的欄が「事業使用」になっている被災車両に係る任意保険の証券の写し</p>
13	<p>受取保険金がある場合は、受取保険金の額を確認できる書類</p>
14	<p><b>【復旧が完了した施設・設備がある場合】</b>  ア. 費用の支払いが完了したことを証する書類（納品書、請求書、振込金額を確認できる通帳の写し又は領収書）  イ. 復旧した施設・設備の写真  ウ. 建物の場合は、平面図及び立面図（修繕の場合は、修繕箇所がわかるように</p>

	<p>明示すること)</p> <p><b>【上記のうち、取換えにより車両を復旧した場合は、以下を追加】</b></p> <p>エ. 取換え後の車両の車検証の写し</p> <p>オ. 取換え後の車両が事業用であることを確認できる書類  (例)・会社名や屋号が確認できる被災車両の外観写真  ・運行日誌、業務日報等の写し  ・使用目的欄が「事業使用」になっている取換え後の車両に係る任意保険の証券の写し</p> <p>カ. 被災車両を永久抹消したことが確認できる登録事項等証明書（軽自動車にあっては検査記録事項等証明書）の写し</p>
	<p><b>【上記のうち、建替え又は代替建物の取得により建物を復旧した場合は、以下を追加】</b></p> <p>キ. 建替えた建物又は取得した代替建物に関する登記簿の写し</p>

**【基本型の申請を行う場合】**

	提出書類
i	<p>補助金を申請する設備・施設が記載された固定資産税課税台帳又は償却資産明細書の写し</p> <p>※ 8 の公的機関が発行する証明書類に、補助金を申請する設備・施設の名称が記載されている場合は、固定資産税課税台帳又は償却資産明細書の写しの提出を省略できる（証明書類に具体名が記載されていない場合（「機械設備等」などの記載の場合）は、省略不可）</p>

**【拡張型の申請を行う場合】**

	提出書類
I	<p>補助金を申請する設備・施設が記載された固定資産税課税台帳の写し。ただし、自動車税又は軽自動車税を課税される車両にあっては、自動車税又は軽自動車税の納税証明書の写し（納税者名が記載されているものに限る）</p>
II	<p><b>【原状回復を超える復旧を行う場合】</b></p> <p>被災した施設・設備等の原状回復工事等の見積書の写し</p> <p>※ 作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳が記載されているもの（〇〇一式の記載は不可）</p> <p>※ 交付申請前に取換え（建替え）の発注を行っている場合であっても提出すること</p>

※各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。

(5) 書類提出の方法

1	用紙サイズは A 4 判の片面印刷とします。
2	提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

(6) お願い

提出書類については、御協力いただける場合は郵送とあわせて Word や PDF 等のデータでの提出もお願いいたします。(メール環境がない等の理由によりメールでの提出が難しい場合は、郵送のみの提出で構いません。)

※ メールでの提出がない場合でも、補助金の審査上不利になることはありません。

<送付先メールアドレス> : yshoshin@pref.yamagata.jp

## 7 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下のポイントを中心に審査を行ったうえで、事業再建の取組に資すると認められる事業計画を山形県知事が認定し、補助金の交付を決定します(予算の範囲内の補助金の交付決定となります)。

審査のポイント
<p><b>【補助対象事業としての適格性】</b> 以下の補助対象外事業に該当しないこと。</p> <p>① 本応募要領にそぐわない事業</p> <p>② 国(独立行政法人等を含む。)や県が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業(令和6年度山形県被災中小企業支援事業費補助金の交付を受けている事業者であっても、補助対象となる施設・設備等が異なる場合は申請可能)</p> <p>③ 射幸心をそそる事業、公序良俗に反する事業</p> <p>④ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業</p> <p>⑤ 以下の事由に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請前に、認定支援機関から事業計画策定の支援を受けていない申請</li><li>・県が指定した応募申請書類様式と異なる様式での申請</li><li>・補助金申請額が補助上限額を超える申請又は補助下限額を下回る申請</li><li>・必要な書類が添付されていない申請</li><li>・その他書類不備等、補助対象要件を満たさない申請</li><li>・補助対象事業者には該当しなくなった場合</li></ul>
<p><b>【積算】</b> 事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なものとなっているか</p>

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

申請事業者全員に対して、審査結果(交付決定又は不採択)を文書で通知します。

#### (4) 交付決定の公表

交付決定を受けた事業については、事業者名、所在地をホームページ上で公表します。

## 8 スケジュール

申請受付期間： 令和7年4月1日（火）～ 令和7年11月28日（金）

交付決定： 審査が完了したのから随時交付決定又は不採択を通知します。

## 9 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

※ 「事業完了」とは事業計画書に基づく補助事業について、発注・契約・納品・検収・支払を完了していることを指します。

## 10 その他

(1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。

(2) 補助事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年2月13日（金）までとなります。補助金の対象となるのは、この期間内に実施した事業に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限り、ただし、交付決定前に発注したものであっても災害救助法の適用時点以降に発注したものであれば遡及可能とします。

(3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

(4) 補助事業により取得、修繕又は効用の増加した施設・設備等であって、その価格が50万円以上のものについては、その耐用年数を経過する前に補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合若しくは廃棄する場合は、予め知事の承認を受ける必要があります。その場合、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。なお、交付決定前に既に担保権が設定されている施設・設備等については改めて知事の承認を受ける必要はありませんが、担保権実行時には補助金の返還を命じる場合がありますのでご注意ください。

(5) 本事業終了後、本事業の成果等を確認するため、複数年にわたってアンケート調査や決算書等の提出をお願いします。提出いただけない場合は、今後実施される本県の中小企業・小規模事業者向けの補助金に採択されない場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 問い合わせ先

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 経営支援係

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL 023-630-2354

<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/hisai-chusho.html>